

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について

(平成13年2月16日甲通達地第5号)

この度、交番・駐在所が「生活安全センター」として地域安全活動を効果的に推進するため、別添のとおり「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」を制定し、平成13年4月1日から実施することとしたので効果的な運用に努められたい。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動等を図るため、所管区内の地域住民等の意見、要望等を広く聴取して当該所管区勤務員と地域住民等が相互に検討し、及び協議し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的とする。

第3 連絡協議会の設置及び組織

- 1 連絡協議会は、交番等の各所管区を単位として設置するものとする。
- 2 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。
- 3 各連絡協議会の委員の定数は、連絡協議会の円滑な運営と会議の効果を上げるため、所管区の実情や当該交番等の勤務体制に応じて、交番にあっては10人程度、駐在所にあっては5人程度とし、署長が委嘱するものとする。
- 4 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等を代表してその地域における安全に関する意見、要望等を表明するにふさわしい者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定するものとする。
- 5 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。
- 6 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。
- 7 署長は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別な理由がある場合は、在任中であっても委員を解嘱することができる。
- 8 運営担当者は、所管区の勤務員全員をもって充てることとする。また、署長は、交番ごとに運営責任者を指定するものとする。
- 9 運営担当者は、随時委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。
- 10 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第4 会則

連絡協議会の設置に当たっては、各連絡協議会ごとに会則を定めるものとする。

第5 会議の開催

- 1 連絡協議会の会議は、定期会議及び臨時会議とする。

- 2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議は、地域の特性に応じ、複数の所管区を統合して連絡協議会を開催することがより適切と認められる場合は、複数の所管区を統合して開催するものとする。
- 5 会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時地域住民及び地域の公的機関・団体の関係者等の参加を得て開催するものとする。

第6 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穩に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討及び協議を行うものとする。

第7 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる点に配意して、真に効果が上がるよう努めるものとする。

- 1 署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、運営担当者に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関・団体との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。
- 2 署長は、前記1に定めるもののほか、必要な場合には他係幹部等を会議に参加させ、又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。
- 3 県本部地域課においては、各署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。